

北海道点灯虫の会

規 約

規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、「北海道点灯虫の会」と称する。(以下、「本会」と略す。)

(目 的)

第2条 本会は、一人一人が参加する楽しみを持ち“灯り”を通して多くの人たちと心のネットワークを作ること、“灯り”を用いた景観形成や生活文化の提案等、地域の魅力創造に繋がる活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) “灯り”を用いた景観形成に関わる事業
- (2) “灯り”を用いた生活文化の提案に関わる事業
- (3) 地域の魅力創造に繋がる事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会 員

(構 成)

第4条 本会は、第3条の目的に賛同する個人及び団体をもって構成する。

- (1) 一般会員 本会の目的にご賛同いただき、事業の推進に積極的に参画くださる個人・団体
- (2) 賛助会員 本会の目的にご賛同いただき、その活動にご協力くださる個人・団体

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 顧 問
- (3) 理事長
- (4) 副理事長
- (5) 実行委員長
- (6) 理 事
- (7) 会 計
- (8) 監 査

2. 会長は総会にて選出し、その他の役員については会長が任命する。
3. 本会に、顧問を置くことができるものとし、会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第6条 本会の役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2. 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(退 会)

第7条 やむを得ない事由のあるときは、会員はいつでも退会することができる。

2. 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除 名)

第8条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、会長によりその会員を除名することができる。

第3章 会 議

(会員総会)

第9条 本会の会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、年1回開催する。

2. 臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(召 集)

第10条 会員総会は、会長がこれを招集するものとする。

2. 会員総会は、理事の過半数以上で成立するものとする。

(決議の方法)

第11条 会員総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第12条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、他の理事がこれに代わる。

第4章 会 計

(会 費)

第14条 本会の会費は、年1口2,000円とする。
ただし、賛助会員の場合は、複数口の協力を可能とする。

(経 費)

第15条 この会の経費は、会費及び諸収入を持ってあてるものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第5章 解 散

(解散の事由)

第17条 本会は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員の決議
- (2) 会の合併
- (3) 会員が一人になったとき
- (4) 解散を命ずる判決

(会の継続)

第18条 前条第1号の場合においては、総会員の同意をもって本会を継続することができる。

2. 前条第3号の場合においては、新たに会員を入会させて本会を継続することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 本会の事務局を以下に置く。

事務局：札幌市北区北11条西2丁目2-17 セントラル札幌北ビル

2. 事務局に次の職員を置き、会長がこれを委嘱する。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 事務局長 | 1名 |
| (2) 事務局次長 | 2名 |
| (3) 事務局員 | 若干名 |

3. 事務局長は、会長の命を受けて事務を総括する。

4. 事務局次長は、事務局長の命を受けて事務を推進する。
5. 事務局員は、事務局長の命を受けて事務を処理する。

第7章 附 則

(規約の変更)

第20条 この規約を変更するときは、総会において出席したものの2分の1以上の同意を得なければならない。

(知的所有権)

第21条 本会で行う事業の中で生まれた発明・アイデア等の知的所有権は、全て本会に帰属するものとする。

この規約は、平成17年12月20日より施行します。

改正：平成25年12月5日